

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
1	募集要項	7	第2	1	(7)			事業スケジュール	質問	事業スケジュールにおいて、「運営期間」について「2028年3月から準備業務あり」と記載はございますが、こちらについては特にサービス対価の設定はないという理解でよろしいでしょうか。（維持管理業務に係るもののみ）	ここでいう準備業務とは、運営業務を2028年4月から開始するにあたって必要な業務（担当者に対する研修等）の実施を想定しています。
2	募集要項	8	第2	1	(7)			事業スケジュール	質問	解体・建設期間について2025年6月～2028年2月との記載の中で、建設工事の着工については、事業者の判断でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	募集要項	8	第2	1	(8)	2)	ウ	什器・備品等設置業務を行う者	質問	什器・備品等設置業務を行う者の参加資格要件は、貴市における物品買入れ等競争入札参加資格にて什器備品の登録があり、募集要項第3-1-(1)応募者の参加資格要件等を満たす者も許可されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	募集要項	11	第3	1	-	-	-	入札参加資格	質問	設計、建設・工事監理、維持管理に該当しない業務（具体的には、資金調達、フィナンシャルアドバイザー業務等）を担う者が参加しようとする場合、「(1) 応募者の参加資格要件等」を満たし、「(3) 応募者の制限」に該当しなければ良いとの認識で間違ございませんでしょうか。	ご質問に記載の事項のほか、募集要項11ページ「(2) 応募者の資格要件」の冒頭の文章に記載の条件を満たす必要があります。

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
5	募集要項	11	第3	1	(1)	②	構成企業、協力企業の変更	質問	参加表明書提出時に、代表企業・構成企業・協力企業を明らかにすることとありますが、参加表明書提出後、基本協定締結までにコンソーシアム内の協力企業を構成企業に変更する、もしくは、構成企業を協力企業に変更することは可能でしょうか。	様式集の様式1-14「構成企業又は協力企業の追加・変更申請書兼誓約書」を提出することを条件に、変更を認めます。なお、変更する構成企業、協力企業名を全て記載し、各企業の役割の変更があるかどうかについて明確にすることとし、そのために必要に応じて同様式を加工して記載してください。	
6	募集要項	12	第3	1	(2)	1) ③	設計業務を行う者	質問	「2013年以降において、公立小中学校施設に係る新築又は2,000㎡以上の増築の基本設計業務及び実施設計業務の経験を有すること」とあるが、改築も新築と同様に認められると考えてよいか。	お見込みのとおりです。	
7	募集要項	12	第3	1	(2)	2) ③	建設業務を行う者	質問	2013年度以降において、学校施設に係る建設業務（改修業務を含む）の経験を有するとの記載がございますが、建物規模等は問わないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
8	募集要項	12	第3	1	(2)	2) ④	建設業務を行う者	質問	今回の事業において2拠点（本町田地区、南成瀬地区）の施工期間中に各々、監理技術者または主任技術者、現場代理人を配置する必要がありますか。	各拠点ごとに、監理技術者・主任技術者・現場代理人を配置する必要があります。2023年10月6日公表の「実施方針等に関する質問及び意見への回答について（2回目）」NO.19の回答をご覧ください。	
9	募集要項	12	第3	1	(2)	2) ④	建設業務を行う者	質問	配置技術者は監理技術者の要件を満たしていれば、そのほかの条件は無いとの理解で宜しいでしょうか。	建設業法の規定に基づき配置してください。	

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
10	募集要項	13	第3	1	(5)	イ	調理設備等調達業務を行なう者	質問	<p>5) 運営業務を行う者のイとして、調理設備等調達業務を行う者という記載がございます。一方で、9ページに記載の(8)業務範囲にある6) 運営業務には、調理設備等調達業務は存在していません。調理設備等調達業務は、建設業務の什器・備品等設置業務に含まれるのか、それとも運営業務に含まれるのか、ご回答願います。</p>	調理設備等調達業務は、本施設の設計・建設の一環として実施すべきものであると認識していることから、要求水準書の「施設整備」の項目に位置づけています。	
11	募集要項	17	第4	2			事業契約の仮契約の締結	意見	<p>事業者の募集及び選定のスケジュールによりますと、基本協定締結から事業契約の仮契約締結までの期間が1か月を切るような時間しかございません。この間にSPCを確実に設立できないと言いつた切れないと思います。よって、8月上旬の事業契約の仮契約締結とするのであれば、6月下旬の優先交渉者決定、7月の基本協定の締結時期を半月程度前倒ししていただけないかと思えます。</p>	原案のとおりとしますが、2024年8月上旬としている仮契約締結の時期については、本契約締結議案を上程する、2024年8月中旬に告示される予定である令和6年(2024年)第3回町田市議会のスケジュールを踏まえ、市と事業者で調整します。	
12	募集要項	19	第4	3	(5)		参加表明書、参加資格確認書類の提出	質問	<p>代表企業が参加表明に係る必要書類を提出する際の受付方法ですが、①紙媒体、②電子媒体と記載がありますが、①及び②の手続きが必要という理解でよろしいでしょうか。</p>	参加表明書、参加資格確認書類の提出方法等の詳細は、様式集をご確認ください。	
13	募集要項	20	第4	3	(7)		事業提案書の提出	質問	<p>代表企業が事業提案書を提出する際の受付方法ですが、①紙媒体、②電子媒体と記載がありますが、①及び②の手続きが必要という理解でよろしいでしょうか。</p>	事業提案書の提出方法等の詳細は、様式集をご確認ください。	
14	募集要項						リスク分担表	質問	<p>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第14条3項に基づき責任分担を明記した、公示後最新のリスク分担表をお示しください。</p>	当該条項は「選定事業者が国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人」が主語であり、本事業には該当しないと理解していますが、いずれにしても、責任分担は事業契約書(案)に明記しています。	

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
15	実施方針 添付資料4							法制度の新設、 変更リスクに係 る分担	質問	法制度の新設、変更等については、技術提案書提出時には想定できません。民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき事業者の責任が不明確とならないよう基本的に市の負担としてください。	事業契約書（案）のとおりとします。
16	募集要項 要求水準書	8 53 58	第2 第3 第4	1 3 3	(8) (2) (2)	① ①		事前調査業務 事後調査業務	質問	募集要項8ページには施設整備の業務が記載されております調査業務は、1)ア調査業務、2)ア事後調査業務とあります。一方で、要求水準書53ページ及び58ページにはそれぞれ、事前調査業務、調査業務と記載されており、名称が食い違っておりますので修正願います。	募集要項8ページ及び要求水準書5ページの「1)設計建設業務」のAを「事前調査業務」に、要求水準書58ページの(2)を「事後調査業務」に、それぞれ修正します。
17	募集要項 要求水準書 事業契約書 (案)	10 53 58 10 12	第2 第3 第4 11条 18条	1 3 3 4項 5項 2項 3項	(11) (2) (2)	① ①		事前調査業務 事後調査業務	質問	募集要項10ページには、「本事業において発生する一切の費用については、市が負担する旨を明記して無い場合、事業者が負担すること。」との記載がございます。 要求水準書8ページに定義される本事業に含まれる業務のうち、要求水準書53ページには設計業務に含まれる事前調査業務が定義されております。 一方で、要求水準書58ページには事後調査として、建設業務に含まれる調査業務が記載されております。 これらはすべて調査業務ですので、調査の結果判明した事実及びその事実に基づいて必要となる手続きや費用などについては、要求水準書で定義されている周辺家屋影響調査を除いて、調査業務には含まないものと理解しております。 調査の結果判明した事実及びその事実に基づいて必要となる手続きや費用などについては、事業契約書11条5項及び同18条2項に定義されている契約不適合に該当し、同11条4項及び18条3項の定めに従うものと考えておりますが、その理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第18条3項のとおり、同条第2項に従い市が負担すべき契約不適合に起因するものを除き、事前調査結果に基づき必要となる費用は、事業者の負担となります。また、第29条第3項により、市に帰責性がある場合を除き、事後調査結果に基づき必要となる費用は、事業者の負担となります。

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見 の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
18	要求水準書	16	第2	1	(3)			施設に関する諸計画	質問	さらに、関係者からの意見や要望については、市と協議して諸計画に反映すること・・・とありますが、提案書提出後の要望とについて、追加の費用は市側で負担をしていただけるという理解でよろしいでしょうか。	要望等の内容を踏まえ、合理的な範囲内であれば市が負担することとします。
19	要求水準書	16	第2	1	(3)	1)	ア	擁壁について	質問	(本町田地区対象) 既存擁壁の健全性を照査するため、敷地北東入口部に既存する擁壁の図面及び計算書等の設計図書の貸与は可能でしょうか。	設計図書はありません。
20	要求水準書	17	第2	1	(3)	1)	ア	擁壁について	質問	(本町田地区対象) 既存擁壁の健全性を照査するため、敷地南東入口部に既存する擁壁の図面及び計算書等の設計図書の貸与は可能でしょうか。	設計図書はありません。
21	要求水準書	17	第2	1	(3)	1)	ア	擁壁について	質問	(本町田地区対象) 敷地東側に隣接する道路を工事車両通行路として計画するため、道路の舗装構成が記載されている設計図書の貸与は可能でしょうか。	所管する部署にお問い合わせください。なお、設計図書がない可能性もあります。
22	要求水準書	17	第2	1	(3)	1)	ア	擁壁について	質問	(本町田地区対象) 敷地東側に隣接する道路を工事車両通行路として計画するため、道路下に既存している開口部（ボックスカルバート）の図面及び計算書等の設計図書の貸与は可能でしょうか。	ボックスカルバートの所有者は独立行政法人都市再生機構となります。

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
23	要求水準書	17	第2	1	(3)	1)	ア	法面について	質問	(本町田地区対象) 敷地東側の校庭から道路にかけての法面の安定性を検証するため、法面部の断面図及び安定解析等の計算書の貸与は可能でしょうか。	設計図書はありません。
24	要求水準書	20	(工)	1				給食施設	質問	児童数、学級数に応じた適正規模の給食室との記載ですが、給食施設設計に関し食器・食缶・配膳具・調理備品等の仕様をご教示ください。	要求水準書第2.1.(3).18)及び第8.2.③を踏まえ、適切な仕様で事業者が提案してください。
25	要求水準書	44	第2	1	(3)	16)	②	ICT機器に接続する端末の仕様およびアプリケーション	質問	電子黒板機能やホワイトボード機能については、使用する端末の仕様およびアプリケーションを考慮する必要があります。仕様等をご提示ください。	町田市では教員・児童ともにChromebookを使用しており、映像出力端子はHDMIもしくはUSB Type-Cを備えています。USB Type-C接続時は端末のタッチバック操作が行えることを想定しています。 ・使用している機種は以下のとおりです。 Acer R752T-N14N Acer R753T-A14N ASUS Chromebook CR1 CR1100FKA-BP0003 DELL Chromebook 3100 2-in-1 HP Chromebook x360 11MK G3 EE HP Fortis x360 G3 J Chromebook Lenovo 300e Chromebook 2nd Gen 主に使用しているアプリケーションはスライド等、Google Workspace for Education上のアプリケーションです。

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
26	要求水準書	44	第2	1	(3)	17)	① ②	什器・備品リスト	質問	什器・備品リストの提示をお願いします。要求水準書P15～に示された第2施設整備の各項目に家具に関する要件が示されていますが、それ以外の什器・備品（例、普通教室の机・椅子）については既存什器・備品を利用するものと考えてよいでしょうか（ラーニングセンターの机・椅子を除く）。	要求水準書において事業者が調達等することとしているもの以外の机・椅子等の備品は本事業の業務範囲外です。既存のものを使用するか、別途新規で購入するかを含めて市で検討することになります。
27	要求水準書	51	第2	3	(3)	1)	ア	歩道空間整備に関する協議	質問	西側道路に面して歩道空間を整備するにあたり、道路と敷地の高さを調整するため、一部に敷地の切り下げに関する各種協議が必要となります。協議し、切り下げ可能となる前提で技術提案を行うことでよいでしょうか。また、車両（工事やサービス）等の出入口を設けるための切り下げ協議についても同様に考えてよいでしょうか。	所管する部署にご確認のうえ提案してください。
28	要求水準書	54	第3	3	(3)	⑤		基本設計、実施設計業務	質問	事業者は、建設資材や設備機器類の選定及び広報について、十分な市の検討期間を設けて市に提案し・・・とありますが、十分な市の検討期間とは3週間という意味でしょうか。	市と定期的な打ち合わせや協議が行われていることを前提に、事業者の提案後、市が承認をするまでの検討期間としては3週間となります。
29	要求水準書	54	第3	3	(4)	①		実施体制	質問	設計業務責任者と工事監理責任者の兼任は可能ですか。	可能です。

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
30	要求水準書	57	第4	3	(1)	⑨		土壌汚染調査	質問	土壌汚染調査については、土地所有者である町田市様にて対応して頂き、調査結果（調査報告書）を事業者に情報共有していただくという、認識で宜しいでしょうか。	事業者にて地歴調査を行い、土壌汚染の有無を判断してください。
31	要求水準書	58	第4	3	(2)	①		調査業務	質問	空气中化学物質の濃度測定とありますが、測定箇所や測定方法等、詳細をご開示願います。	測定箇所は、諸元表に記載される屋外体育施設を除いたすべての諸室で、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンの測定を行ってください。なお、パラジクロロベンゼンは新築時に測定する必要はありません。 測定方法は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5-6-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法により行ってください。 原則としてパッシブ型採取機を用いる方法によるものとし、その方法では測定ができない場合には、吸引式やアクティブ法など厚生労働省が示す標準的測定方法の採用も可とします。
32	要求水準書	58	第4	3	(3)	1)		建設業務責任者の設置	質問	第1回目質疑回答NO.68では、1)建設業務責任者と2)建設業務担当者の兼務は兼務できないとの回答でしたが、第2回目質疑回答No.18では、建設業務責任者は2)の監理技術者・現場代理人を兼ねることはできるとの回答です。第2回目質疑回答を正式なものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。



募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
33	要求水準書	59	第4	3	(5)	④		補助金申請に必要な図面や工事費内訳書等	質問	「補助金申請のために必要な図面や工事費内訳書等を竣工の前々年度に市に提出する」とあります。竣工としか書かれておりませんので、具体的な時期を明示いただきたいと思います。また、工事内訳書については、入札及び提案書提出時に算出した資料を基にする中項目程度のものと考えてよろしいでしょうか。基本設計や実施設計が完了した時点において、工事費内訳書を提出することを求められておりませんし、逆にその時期でないと、内訳明細をご提出することは不可能です。	施設の竣工が2028年2月まで（2027年度）であり、その前々年度の2026年3月末まで（2025年度）を提出期限として、実施設計完了後の工事費内訳書等をご提出いただきます。また、工事内訳書については補助金申請上、細目別内訳が必要です。提出期限や資料内容等に調整を要する場合には、市と協議とします。 なお、要求水準書別紙3に記載のとおり、工事費内訳書は実施設計完了時の提出書類となります。
34	要求水準書	62	第6	3	(1)	⑥		詳細表	質問	PCB含有シーリング材の調査以外、調査が必要な有害物の確認は、事業者想定し、調査費用に含める認識でよろしいでしょうか。想定数量に関しては、実数精算の対象になるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、想定数量の増減により、実数清算の対象とはなりません。
35	要求水準書	63	第6	3	(1)	⑩		基本的な業務	質問	事業者は、指定する設備の取り外し、保管及び移設を行うこと・・・とありますが、再設置後の保証期間はどのように考えたらよいでしょうか。 中古の設備となりますので一般的に再設置後の動作保証は出来兼ねます。 また再設置までの間に試運転を定期的に行っていたにもかかわらず、不具合が生じた場合の責任は免除としていただきますようご検討願います。	中古設備にはメーカーによる保証期間はありませんが、施設引き渡し後、再設置された中古設備については、維持修繕業務の対象となります。したがって、不具合が生じた場合には、事業者によって修繕等の対応をお願いいたします。
36	要求水準書	63	第6	3	(1)	⑩ ⑪		解体業務	質問	指定する設備、備品の保管及び移設場所については市と協議することとありますが、保管、移設場所については市より指示があるとの認識で宜しいでしょうか。	事業者が保管及び移設場所を検討し、市に協議してください。

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
37	要求水準書	63	第6	3	(1)	⑬		詳細表	意見	再使用しない設備や備品等品目数量の一覧を開示をお願い致します。	再使用しない設備や備品等の一覧を現時点で公表することはできませんが、既存施設に据え付けられていない机や椅子等の備品等については、再使用する場合は市で別途移設し、廃棄する場合でも市で別途廃棄します。
38	要求水準書	63	第6	3	(1)	⑯		詳細表	質問	いつでも工事現場の状況確認とは、現地来場できる状態という意味でしょうか	事業契約書（案）第30条のとおりです。
39	要求水準書	63	第6	3	(1)	21		詳細表	意見	適切な住民対応の実施要項がありましたら、情報提供をお願い致します。（近隣調査等）	要求水準を踏まえて、適切な方法を事業者が提案してください。
40	要求水準書	64	第6	3	(4)	1)		解体業務責任者の設置	質問	第2回目質疑回答No. 23では、解体業務責任者と建設業務責任者は兼任可能とのご回答でしたので、公告後も同様の認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
41	要求水準書	65	第6	3	(6)	③	解体設計完了時提出図書一覧	質問	<p>事業者は、解体にかかる設計完了時に「別紙9 解体設計完了時提出図書一覧」を含む書類を市に提出とあります。</p> <p>別紙9には様々な図面が記載されておりますが、不必要とかんがえられるものについては、市との協議の上除くことができる、とあります。</p> <p>記載の内容の図面を作成するには、相当なコストが必要になるかと思いますが、そもそも解体設計図をここまで詳細に作成する意味はどのようなもののでしょうか。そもその意味に照らし合わせて、要求水準書上から削除できるものは事前の削除をお願いいたします。</p>	<p>補助金申請をするにあたり図面及び工事内訳書を提出する必要があること等の理由から。要求水準書別紙9に記載する図書は、いずれも解体設計業務完了時に提出をしていただく必要がある書類と考えています。そのうえで、既存図を活用する等の方法で代替が可能かどうか等を含め、提出図書の具体的な内容については、解体設計業務を実施する過程で市と協議してください。</p>	
42	要求水準書	68	第7	1	(9)	3)	業務担当者	質問	<p>業務担当者とは、維持管理業務全般に対する業務担当者ですか。若しくは維持管理の各業務の担当者という意味ですか。</p>	<p>「第7 維持管理業務」に記載する各業務の担当者を指します。</p>	
43	要求水準書	72	7	3	(1)	⑩	運転・監視及び点検業務	質問	<p>「非常用発電機についてはフルメンテナンス方式による保守を行うこと。仕様の内容はメーカーと協議して決定すること。なお、現在市が行っている保守の仕様は、別紙13「(参考)2022年度契約非常用発電機点検・整備仕様書」を参照すること」と記載がございますが、現在市で設置されている非常用発電機はLPガスの設備に見受けられます。現在設置されているガスの非常用発電機のメンテナンスは、ガスの供給会社がメーカーの代理店としてメンテナンス契約を実施する仕様であるため、ガスの供給企業とメンテナンス契約費用を開示願います。</p>	<p>現在、ガスの供給企業とはメンテナンス契約を行っておりません。</p>	

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
44	要求水準書	73	第7	4	(2)	①		長期修繕計画の策定	質問	竣工後80年目までの長期修繕計画の提出時期はいつになりますでしょうか。	施設引き渡し後1か月以内に提出してください。なお、設計業務において機器選定等をする際は、長期修繕計画を考慮に入れてください。
45	要求水準書	73	7	4	(2)	①		長期維持管理計画の策定	質問	「事業者は、竣工後80年目までの長期修繕計画を作成し、市に提出し、承認を得ること。なお、大規模修繕に係る見込額も提案すること」と記載がございますが、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築物のライフサイクルコスト」の大規模修繕周期を確認しても、学校の建築物の更新時期は50年程度です。また、機械設備なども技術革新などにより費用の80年の算出は困難です。一般的なPFI事業でも竣工から30年の長期修繕計画が多数であることから、80年の修繕計画ではなく30年としていただきたい。	長期修繕計画の計画年数は80年で作成をお願いします。なお、建設基本計画でも記載のとおり、本施設の躯体計画はJASS5で定義される耐久設計基準強度 30N/mm <sup>2</sup> （長期）を採用していることを前提に建築、機械設備等の修繕計画を策定してください。
46	要求水準書	73	7	4	(2)	①		長期維持管理計画の策定	質問	「事業者は、竣工後80年目までの長期修繕計画を作成し、市に提出し、承認を得ること。なお、大規模修繕に係る見込額も提案すること」と記載がございますが、当該長期修繕計画の提出時期をご教示願います。	本施設引き渡し後1か月以内に提出してください。なお、設計業務において機器選定等をする際は、長期修繕計画を考慮に入れてください。
47	要求水準書	77	7	8	(1)	③		清掃業務「共通」	質問	「ごみや、古紙及び段ボール等の資源の収集と整理を行い、業者引き取り場所への運搬を行うこと。なお、市が指定する廃棄物等について、排出量を測定し報告すること」と記載がございますが、廃棄物（汚泥を含む）は市で処分との理解でよろしいでしょうか。	廃棄物は別途市で廃棄物処理事業者と契約を行いますので、本事業の業務範囲外となります。ただし、施設の維持管理に伴い発生する汚泥については本事業を実施する事業者が処分してください。

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
48	要求水準書	82	第8	1	(7)	2)		業務実施体制の届出	質問	運営業務には運営業務統括責任者のほか、運営業務区分毎に業務責任者、及び業務担当者が必要とのことですが、維持管理業務に関しては維持管理業務の責任者以外の体制が良くわかりませんので、ご教示願います。	要求水準書P68 (9) 2) 3) のとおり、維持管理業務の責任者を選定し、「第7 維持管理業務」に記載する各業務の担当者を配置してください。なお、用務業務の担当者は要求水準書のとおり常駐を求めています。
49	要求水準書	83	第8	2	(1)			基本食数	質問	サービス対価Bに含まれる学校給食調理業務の金額算定にあたり、要求水準書において1日あたりの提供食数はあるものの、提供食数回数については記載がございません。提案金額算定にあたって、各校月平均の予定日数をご教示いただくことは可能でしょうか。	2028年度以降の給食提供回数については、各年度の前年度に作成する教育課程などにより決まります。そのため、現時点でお示しすることができません。 参考までに、2023年度の給食提供回数の月平均をお示ししますと、本町田東小学校は約17回/月（年188回÷11月）、南第二小学校は約17回/月（年184回÷11月）です。
50	要求水準書	86	第8	2	(2)	5)	①	食材納入	質問	野菜類（地場産野菜含む）・魚肉卵・油・米パン・調味料類・牛乳・デザート類の食材搬入頻度及び搬入時間、前日搬入食材の有無をご教授ください。	食材搬入頻度について、原則、野菜類（地場産含む）・魚肉卵・パン・牛乳・デザート類は毎日、米は週2.3回、調味料類は月2.3回の納品となります。 前日搬入食材の有無について、米・牛乳は前日、油・調味料類は前週の納品となります。搬入時間については、学校運営の詳細が決定していないため、現時点ではお示しすることができません。 参考までに、現在の本町田東小学校と南第二小学校の搬入時間をお示ししますと、午前7時30分～8時00です。

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
51	要求水準書	95	第8	4	(3)	5)		実施体制の整備	質問	事業者の担当職員を1名指定し・・・とありますが、この方は業務責任者と兼任可能ですか。また各学校に業務担当者を選任とありますが、この方々も担当職員・事業責任者との兼任は可能ですか。	①の担当職員を⑤の業務責任者と兼任することは可能ですが、このいずれの者も⑤の学校ごとの業務担当者と兼任することはできません。
52	要求水準書								意見	工事における、想定外の地中障害物が発見された場合、費用は市側で負担をしていただけないという理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第18条第2項のとおりとします。
53	要求水準書別紙1	2						特別教室・準備室の給湯	質問	理科室および理科準備室の給湯は、窓下流し台の蛇口のうち1カ所に混合水栓を設置するということがよいでしょうか。	理科室については、窓下流し台すべての水栓を混合水栓としてください。理科準備室については、窓下流し台は水栓1箇所とし混合水栓としてください。
54	要求水準書別紙1	3						特別教室・準備室の給湯	質問	図工準備室の給湯は、窓下流し台の蛇口のうち1カ所に混合水栓を設置するということがよいでしょうか。	図工準備室については、窓下流し台は水栓1箇所とし混合水栓としてください。

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
55	要求水準書別紙1							各室の利用人数	質問	<p>什器備品の計画、空調設備機器の台数検討を行うにあたり、各室諸元表に示された室について、各室の利用人数をお示してください。</p>	<p>現在の児童利用人数の目安を記載します。                      ①普通教室 最大35人                      ②少人数教室 最大35人                      ③多目的室 最大35人                      ④多目的ホール                      本町田地区 最大105人                      南成瀬地区 最大70人                      ⑤理科室 最大35人                      ⑥音楽室 最大35人                      ⑦図工室 最大35人                      ⑧家庭科室 最大35人                      ⑨ラーニングセンター 最大140人                      ⑩小教室 最大8人                      ⑪プレイルーム                      本町田地区 最大16人                      南成瀬地区 最大16人                      ⑫全体指導用教室 最大32人                      ⑬個別指導室 最大16人                      なお、別途教職員等が追加となります。</p>
56	要求水準書別紙5							解体工事	質問	<p>既存の杭について、新築工事に干渉しない箇所については、残置できるものと理解しても宜しいでしょうか。</p>	<p>既存杭については、すべて撤去とします。ただし、撤去ができない場合は市と調整してください。</p>
57	要求水準書別紙6		第6	3	(1)	⑦		詳細表	質問	<p>各棟の詳細表がありますが、採取分析調査報告書並びに、該当箇所の数量表を情報開示頂けないでしょうか。</p>	<p>採取及び分析調査は行っておりません。建材使用箇所数はすでにご提示しております。</p>
58	要求水準書別紙17	1						調理業務費用負担区分表「廃棄物処理費、害虫駆除等衛生管理費」	質問	<p>生ごみ、ダンボール、廃油、一般廃棄物、不燃物は別紙17 調理業務費用負担区分表によると事業者の負担区分とされておりますが、調理業務の以外の廃棄物の負担区分は市との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>調理業務以外の廃棄物は別途市で廃棄物処理事業者と契約を行いますので、本事業の業務範囲外となります。</p>

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
59	要求水準書別紙18							質問	移動予定給食調理業務備品一覧の使用判断は、事業者判断との解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
60	様式集1	2	第1				提出書類一覧	質問	ファイル形式がPDF・Wordとなっている項目について、PDF・Wordどちらもデータにて提出するというのでしょうか。 2-10の場合、縮尺等の入った図面はWordで作成することはないため、PDFのみの提出若しくはCAD等のネイティブデータでの提出となるようご検討願います。 又3-3提案価格内訳書もエクセルでの作成となりますのでご検討願います。	PDFに加え、PDF化前にWordやExcelで作成した資料がある場合は、WordやExcelデータも提出してください。図面等のCADデータは提出していただく必要はありません。 なお、様式3-3はWordで様式を公表していますが、同じ記載内容とする限り、Excelで作成していただいても構いません。	
61	様式集1	8	第2	3	(1)		記載事項	質問	様式2-9の制限枚数が10枚と記載されております。一方で、2ページにある提出書類一覧表には11枚以内と記載があります。どちらが正しいのでしょうか？	「片面10枚以内」が正しいです。様式集2ページを修正します。	
62	様式集1	9	第2	3	(1)		記載事項	質問	様式2-14の制限枚数が11枚と記載されております。一方で、2ページにある提出書類一覧表には6枚以内と記載があります。どちらが正しいのでしょうか？	「片面11枚以内」が正しいです。様式集2ページを修正します。	
63	様式集1	10	第2	3	(1)		記載事項	質問	様式2-17の事業者独自のノウハウやアイデアの欄に、大項目1-(1)~4-(5)以外に・・・とありますが、大項目1-(1)~4-(5)とは、どこを指しているのが不明です。もう少し具体的にお示しいただけないでしょうか。	事業者選定基準別紙の表中「評価項目」のNO.を指します。事業者選定基準及び様式集を修正します。	



募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
64	様式集1							(様式2-3) 事業提案書確認書	質問	様式2-9の制限枚数が10枚と記載されております。一方で、2ページにある提出書類一覧表には11枚以内と記載があります。どちらが正しいのでしょうか？	NO. 61の回答をご参照ください。
65	様式集1							(様式2-3) 事業提案書確認書	質問	様式2-14の制限枚数が11枚と記載されております。一方で、2ページにある提出書類一覧表には6枚以内と記載があります。どちらが正しいのでしょうか？	NO. 62の回答をご参照ください。
66	様式集2							様式2-7-1_事業収支計画書(損益計算書・消費税計算書)	質問	損益計算書について、清算費用などは2043年度(解散・清算事業年度)に発生することになりますが、当該計上については様式上は2042年度に含めて記載するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
67	様式集2							様式2-7-1_事業収支計画書(損益計算書・消費税計算書)	質問	備考3において、支払期限到来により計上するとございますが、新収益会計及び法人税・消費税法上、支払期限到来基準の適用は廃止されております。引渡基準に基づいて処理する形で問題無いでしょうか。	お見込みのとおりです。引渡基準により計上することとし、該当箇所の記載を修正します。

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見 の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
68	様式集2							様式2-7-2_事業 収支計画書(資 金収支計算)	質問	資金収支計画について、2042年度に係る最終回 の入金や対応する出金は2043年度(解散・清算 事業年度)に入金されることとなりますが、様 式上は当該出納については2042年度に含めて記 載するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
69	様式集2							様式2-7-3①_施 設整備費計画書	質問	当該様式をはじめ、他のエクセル様式において 明示ある消費税相当額については、中計に一律 10%を乗じて算定する理解でおりますが、その際 に小計に含まれる非課税・不課税項目は除外す るという理解で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
70	様式集2							様式2-7-3④_維 持管理費等計画 書	質問	当該様式においては①法人税、法人の利益に対 してかかる税金等及び事業者の税引後利益(株 主への配当原資等)の記載についてご教示くだ さい。①を含めて記載し、サービスの対価と一 致するように記載をするものか、あるいは支出 額(発生するコストのみ)を積算し、それを明 示するものとして記載をし無いものか、様式の 趣旨について確認させて頂けると幸いです。	法人税、法人の利益に対してかかる税金等及び 事業者の税引後利益(株主への配当原資等)の 記載については、「様式2-7-1_事業収支計画書 (損益計算書・消費税計算書)」において記載 するものとし、「様式2-7-3④_維持管理費等計 画書」には支出額(発生するコストのみ)を記 載ください。
71	様式集2							様式2-7-3⑤_運 営費計画書	質問	サービス対価Bに含まれる学校給食調理業務は同 額固定金額という理解でよろしいでしょうか。 つまり、実際には長期休暇などで変動する可能 性はあるものの、平準化して固定金額を見積も るという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
72	様式集2							様式2-7-5_サービス対価の支払予定表(四半期別)	質問	記載の年度は、その期において発生したサービス対価を記載するという理解しておりますが、サービス対価A2の割賦金利については、引渡後から金利計算を開始するため厳密には2028年2月末～3月31日までの部分が初回の金利には含まれることとなりますが、2028年4月～6月の期に含めて記載して問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
73	事業契約書(案)	11	第15条	3				(近隣対応)	意見	近隣調整について、本事業の実施自体に反対はしていないものの、事業をより良くするための近隣から市へのご要望として寄せられた調整事項で、市が承認したものについては、追加費用・工程変更ともに市の負担としてくださいますようお願いいたします。	ご質問の事象は事業契約書(案)第15条第3項記載のいずれの事由にも該当しないものと考えられますので、同条第2項に基づき、対処方法につき個別に市と協議していただくこととなります。具体的な要望内容にもよりますが、一般的には、市への要望であり、かつ市が承認したものについては、市の負担となるものと考えます。
74	事業契約書(案)	13	第20条	2				設計の完了	質問	設計図書等の内容に係る貴市からの承認の通知は、書面での交付を頂けるとの理解にてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
75	事業契約書(案)	13	第21条	2	(2)			設計の変更	質問	貴市にご負担を頂く、設計の変更起因し生ずる事業者の費用には、弁護士費用等の専門家コストや金融費用(ブレイクファンディングコストも含む。)も含まれるとの理解にてよろしいでしょうか。	本市が負担する「合理的な範囲」とは、当該事象と因果関係があり、一般的に発生することが相当と認められる範囲であり、ご質問の費用が含まれるかは一概には判断できず、当該設計変更の内容、時期等の具体的な状況を踏まえ、個別に判断することとなります。

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
76	事業契約書 (案)	18	第31条	4	(2)			工期又は工程の変更	質問	貴市にご負担を頂く、工期又は工程の変更に起因し生ずる事業者の費用には、弁護士費用等の専門家コストや金融費用（ブレイクファンディングコストも含む。）も含まれるとの理解にてよろしいでしょうか。	本市が負担する「合理的な範囲」とは、当該事象と因果関係があり、一般的に発生することが相当と認められる範囲であり、ご質問の費用が含まれるかは一概には判断できず、当該工期又は工程の変更の内容、時期等の具体的な状況を踏まえ、個別に判断することになります。
77	事業契約書 (案)	19	第32条	1	(2)			工事完工等の遅延による費用等の負担	質問	貴市にご負担を頂く、完工遅延に起因し生ずる事業者の費用には、弁護士費用等の専門家コストや金融費用（ブレイクファンディングコストも含む。）も含まれるとの理解にてよろしいでしょうか。	本市が負担する「合理的な範囲」とは、当該事象と因果関係があり、一般的に発生することが相当と認められる範囲であり、ご質問の費用が含まれるかは一概には判断できず、当該遅延の期間及び遅延期間中の対応等の具体的な状況を踏まえ、個別に判断することになります。
78	事業契約書 (案)	20	第33条	3	(2)			工事中断	質問	貴市にご負担を頂く、完工遅延に起因し生ずる事業者の費用には、弁護士費用等の専門家コストや金融費用（ブレイクファンディングコストも含む。）も含まれるとの理解にてよろしいでしょうか。	ご質問の内容は「工事中断」についてであると理解し回答いたします。本市が負担する「合理的な範囲」とは、当該事象と因果関係があり、一般的に発生することが相当と認められる範囲であり、ご質問の費用が含まれるかは一概には判断できず、当該工事中断の内容、期間、時期等の具体的な状況を踏まえ、個別に判断することになります。

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
79	事業契約書(案)	27	第5章	第1節	48条	(1)		運営開始の遅延による費用等の負担	意見	「貴市は、事業者に対する当該遅延損害金支払債権と、市が事業者に対して負うサービス対価A-1、A-2及の総額（ただし、消費税及び地方消費税を含み、サービス対価A-2の割賦金利を除く金額とする。）の支払債務とを、対当額で相殺することにより決済することができる。」とありますが、即時に相殺が行われる可能性があることは、業務受託者やSPCの利害関係者への負担が大きく、SPCの財務内容悪化を通して、本事業の継続性にも影響を及ぼす可能性が考えられるため、「費用及び損害金が支払われないときは～」といった前提を付して規定いただけませんか。	原案のとおりとします。
80	事業契約書(案)	27	第48条	1	(2)			運営開始の遅延による費用等の負担	質問	貴市にご負担を頂く、運営開始遅延に起因し生ずる事業者の費用には、弁護士費用等の専門家コストや金融費用（ブレイクファンディングコストも含む。）も含まれるとの理解にてよろしいでしょうか	本市が負担する「合理的な範囲」とは、当該事象と因果関係があり、一般的に発生することが相当と認められる範囲であり、ご質問の費用が含まれるかは一概には判断できず、当該遅延の期間及び遅延期間中の対応等の具体的な状況を踏まえ、個別に判断することになります。
81	事業契約書(案)	33	第7章	65条				施設整備業務に係る契約保証	質問	履行保証保険に加入する場合、通常契約者は事業者で、被保険者は市となるかと思いますが、者は、町田市契約事務規則第33条においては契約者を建設請負先（構成員または協力企業）、被保険者をSPCとし、当該保険債権について貴市を第一質権者として質権設定する方法は認められますでしょうか。	認めます。
82	事業契約書(案)	33	第7章	65条				施設整備業務に係る契約保証	質問	10%を算定するにあたり施設整備業務に係る全ての費用とございますが、割賦手数料相当は除くという理解で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
83	事業契約書(案)	34	第7章	66条				維持管理・運営業務に係る契約保証	質問	履行保証保険に加入する場合、通常契約者は事業者で、被保険者は市となるかと思いますが、町田市契約事務規則第33条においては契約者を建設請負先(構成員または協力企業)、被保険者をSPCとし、当該保険債権について貴市を第一質権者として質権設定する方法は認められますでしょうか。	認めます。
84	事業契約書(案)	34	第7章	66条				維持管理・運営業務に係る契約保証	質問	「当該年度の維持管理・運営業務に係る全ての費用(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上に相当する契約保証金を、当該年度の開始日(初年度は、維持管理・運営開始日)までに市に納付する」とございますが、ここでいう初年度というは2028年度を指しておりますでしょうか。(維持管理業務を2028/3の1ヶ月だけ行う年度では無いことの確認です)	維持管理開始日は2028年2月末日を期限とした引渡日の翌日であることから、事業契約書(案)でいう「維持管理・運営業務開始日」が属する初年度は2027年度です。そのため、2027年度分につきましても契約保証金を支払っていただく必要がございます。
85	事業契約書(案)	35	第8章	第2節	68条	2		引渡日前の契約の解除	質問	当該違約金に、事業契約書(案)33頁第7章第65条(施設整備業務に係る契約保証)に規定される契約保証金が充当されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
86	事業契約書(案)	35	第8章	第2節	68条	2		引渡日前の契約の解除	質問	当該違約金に、事業契約書(案)34頁第7章第66条(維持管理・運営業務に係る契約保証)に規定される契約保証金が充当されるとの理解でよろしいでしょうか。	69条2項(引渡日後の契約の解除)についてのご質問という前提で、お見込みのとおりです。

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
87	事業契約書(案)	35	第68条	4	-	-	-	引渡し前の解除	質問	貴市に買い受けをいただく本件施設に係る出来形部分については、当該出来形を形成する上で必要となった合理的なSPC経費（SPC設立費用、金融費用等）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	「当該検査に合格した部分に相応する代金」には、合格部分を整備する上で合理的に必要な範囲の費用が含まれると考えられますところ、SPCの設立費用及び金融費用は「当該出来形を形成する上で必要となった合理的な」範囲に限定されており、その限りにおいてはこれに含まれるものと考えます。
88	事業契約書(案)	35	第8章	第2節	68条	4	(1)	引渡日前の契約の解除	質問	貴市が取得する出来形部分には、当該出来高を構築する上で必要であった費用（事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等）も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	「当該検査に合格した部分に相応する代金」には、合格部分を整備する上で合理的に必要な範囲の費用が含まれると考えられますところ、事前調査費及び設計費は完了した設計業務に係るものであり、これに含まれるものと思われま。また、SPCの会社経費及び金融費用は「当該出来形を形成する上で必要であった」ものと合理的に認められる限りにおいては、これに含まれるものと考えます。
89	事業契約書(案)	35	第68条	4	(1)			引渡日前の契約の解除	質問	貴市よりお支払いを頂く本件施設の出来形部分については、①貴市のご確認を頂いた設計図書、②また、当該出来形を形成する上で必要となった合理的なSPC経費（SPC設立費用、金融費用等）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	「当該検査に合格した部分に相応する代金」には、合格部分を整備する上で合理的に必要な範囲の費用が含まれると考えられますところ、①の費用は完了した設計業務の成果物に係るものであり、②の費用は「当該出来形を形成する上で必要となった合理的な」範囲に限定されており、その限りにおいては含まれるものと考えます。
90	事業契約書(案)	35	第68条	4	(1)			引渡日前の契約の解除	質問	本施設の撤去含めた原状回復は、極めて例外的な対応であって、出来形部分が既に存在する場合には、原則として、当該出来形部分の買取を行って頂けるという理解でよろしいでしょうか。	第2号に関するご質問と理解し回答いたしますが、「不合格となった部分」の取扱いにつきましては、不備の内容及び程度等の具体的な状況を踏まえた判断が必要であり、ご質問のように解釈することを原則とすることはできません。

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
91	事業契約書 (案)	35	第68条	6				引渡日前の契約の解除	質問	念のための確認ですが、違約金支払請求権と施設整備業務に係るサービス対価等との相殺が認められていますが、履行保証保険が付保されている場合には、当該相殺に先んじて、当該保証金又は保険金を違約金の支払に充当していただける理解でよろしいでしょうか。契約保証金や履行保証保険は事業者の違約金債務を担保するためのものであって、その性質上、先に違約金に充当されるべきものと考えています。万が一、貴市が違約金請求権と出来形部分の工事費相当額との相殺を先にできるとしますと、貴市は出来形部分の工事費相当額の支払義務の一部を免れる一方で、貴市を被保険者とする履行保証保険に係る保険金も受領できるため、二重取りとなり、不合理な帰結になると存じます。引渡日後についても同様です。	お見込みのとおりです。
92	事業契約書 (案)	38	第8章	第3節	71条	3		市の債務不履行等による契約の解除	質問	貴市が取得する出来高部分には、当該出来高を構築する上で必要であった費用（事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等）も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	「当該検査に合格した部分に相応する代金」には、合格部分を整備する上で合理的に必要な範囲の費用が含まれると考えられますところ、事前調査費及び設計費は完了した設計業務に係るものであり、これに含まれ得るものと思われま。また、SPCの会社経費及び金融費用は「当該出来形を形成する上で必要であった」ものと合理的に認められる限りにおいては、これに含まれ得るものと考えます。



募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
93	事業契約書 (案)別紙6	別紙 6-1		1	(2)	1)		施設整備業務に係る対価	質問	<p>ご存じの通り消費税法上、延払基準による方法が廃止されております。それゆえに割賦原価に係る消費税等相当額については、一括金に係る消費税等相当額同様、SPCにおいて引渡の属する事業年度に消費税を一括して納付する必要があるため、一括金の支払時期を含めて一括して支払う方法をご検討いただくことは可能でしょうか。</p> <p>また、そのような対応が困難である場合、割賦原価に係る消費税等相当額についても、割賦手数料の計算対象に加算することは問題ございませんでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、「長期割賦販売等に係る延払基準」の廃止を踏まえ、サービス対価A-2に係る消費税および地方消費税相当額は、サービス対価A-1に含めて支払うものとしします。事業契約書(案)を修正します。</p>
94	事業契約書 (案)別紙6	別紙 6-1		1	(2)	1		施設整備業務に係る対価	質問	<p>別紙6「サービス対価の支払い方法」について、サービス対価A-2の割賦元本には消費税及び地方消費税も含まれ、消費税部分に対する割賦金利も付されるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、「長期割賦販売等に係る延払基準」の廃止を踏まえ、サービス対価A-2に係る消費税および地方消費税相当額は、サービス対価A-1に含めて支払うものとしします。事業契約書(案)を修正します。</p>
95	事業契約書 (案)別紙6	別紙 6-1		-	-	-	-	施設整備業務に係る対価(サービス対価A-1、A-2)に対する消費税相当額支払方法	質問	<p>2018年度の税制改正において長期割賦販売等に係る延払い基準が廃止され、原則法が適用されることとなっております。このため施設整備業務に係る対価について、将来に亘る割賦元金を含めた全額に対し施設引渡し年度の売り上げとして認識され、当該金額に係る消費税がSPCに課税されることとなります。施設整備業務に係る対価の内、割賦元金(サービス対価A-2)に係る消費税の支払方法(引渡し年度に一括、又は割賦払い)によっては、追加の資金調達が必要になる為、施設整備業務に係る対価に係る消費税の支払方法についてご教示をお願い致します。</p>	<p>ご指摘のとおり、「長期割賦販売等に係る延払基準」の廃止を踏まえ、サービス対価A-2に係る消費税および地方消費税相当額は、サービス対価A-1に含めて支払うものとしします。事業契約書(案)を修正します。</p>

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
96	事業契約書 (案)別紙6	別紙 6-1	-	-	-	-	施設整備業務に係る対価（サービス対価A-1、A-2）に対する消費税相当額支払方法	意見	施設整備業務に係る対価（サービス対価A-2）に係る消費税を事業期間中均等に支払う場合、割賦手数料分を上乗せしてお支払いいただきますようお願い申し上げます。	「長期割賦販売等に係る延払基準」の廃止を踏まえ、サービス対価A-2に係る消費税および地方消費税相当額は、サービス対価A-1に含めて支払うものとします。事業契約書（案）を修正します。	
97	事業契約書 (案)別紙6	別紙 6-1	1	(2)	2)		サービス対価A-1（一時払い）	質問	サービス対価A-1について、「4,949,617,000円（うち消費税及び地方消費税相当494,961,700円）」とありますが、4,949,617,000円が税込金額であれば、内税たる消費税相当は449,965,181円となるかと思えます。4,949,617,000円は税抜金額で、別途消費税及び地方消費税相当494,961,700円と理解すればよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、税込金額が4,949,617,000円、内税たる消費税相当は449,965,181円になります。事業契約書（案）を修正します。	
98	事業契約書 (案)別紙6	別紙 6-2	1	(2)	3)	② (ア)	サービス対価A-2の算定方法	質問	施設整備業務に関する費用のうち割賦払分について、元利均等払いの計算において税抜価格及び消費税に端数が生じた場合には、初回または最終回にて調整を行うなど事業者の提案に基づく形で問題ございませんでしょうか。	税抜価格については事業者の提案によります。消費税については、「長期割賦販売等に係る延払基準」の廃止を踏まえ、サービス対価A-2に係る消費税および地方消費税相当額は、サービス対価A-1に含めて支払うものとします。	
99	事業契約書 (案)別紙6	別紙 6-2	1	(2)	3)	② (ア)	サービス対価A-2の算定方法	質問	割賦手数料の金利計算は、四半期ごとに実施する理解でよろしいでしょうか。初回は引渡日から2028/3まで、以降は4-6、7-9、10-12、1-3月ごとの四半期で区分して計算するということで問題ないでしょうか。	基準金利は本施設の引渡日の2銀行営業日前に設定した後15年固定となり、2028年度以降各年度の四半期ごとを合算した1年分で計算します。	

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
100	事業契約書 (案)別紙6	別紙 6-2		1	(3)	1)		維持管理・運営 業務に係る対価	質問	SPCの清算費用については、維持管理・運営業務の対価(サービス対価B)その他費用に含めて問題ないでしょうか。	ご質問の費用が、本表の「その他維持管理・運営に関して必要となる費用」の範囲にあたる場合には含めていただいて構いません。本事業期間終了後における合理的に必要な範囲のSPCの清算費用は、「その他維持管理・運営に関して必要となる費用」に該当すると考えます。
101	事業契約書 (案)別紙6	別紙 6-2		1	(3)	2)	(ア)	サービス対価B の算定方法	質問	維持管理及び運営業務のサービスの対価について、年間のサービスの対価を四半期ごとの支払いに期間按分した際に発生する税抜価格での端数については、「年度単位の最終回」による調整で問題ないでしょうか。あるいは各回の支払で切捨てでしょうか。	第4四半期で調整してください。
102	事業契約書 (案)別紙6	別紙 6-2		1	(3)	2)	(ア)	サービス対価B の算定方法	質問	維持管理及び運営業務のサービスの対価について、年間のサービスの対価に消費税を乗じた金額と、四半期の支払ごとに区分し計算生じた消費税では、端数の相違が生じますが、当該消費税については年度ごとに計算した消費税を採用するか、四半期の支払ごとに算定した消費税を採用するか、ご教示ください。	四半期の支払ごとに算定した消費税を採用します。
103	事業契約書 (案)別紙6	別紙 6-2		1	(3)	2)	(ア)	サービス対価B の算定方法	質問	サービス対価Bのうち維持管理費相当分について、1回目支払については、他の支払い金額の3分の1した金額(1カ月分)にて算定するという理解で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、維持管理費の支払いは運営同様2028年からスタートとし、例外的に2027年度分及び2028年4-6月を第1四半期分とみなすこととします。 事業契約書(案)において、その旨修正します。
104	事業契約書 (案)別紙6	別紙 6-2		1	(3)	2)	(ア)	サービス対価B の算定方法	質問	サービス対価B消費税の計算については、各項目ごと(維持管理費・運営費・その他の費用)を合算したベースに消費税を乗じて算定するのか、あるいは各々の項目ごとに消費税計算して合算するのか、いずれかご教示願います。	前者で算定してください。

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
105	事業契約書 (案)別紙6	別紙 6-3		3	(1) (2)	③		物価変動・金利変動・消費税等の変動に伴う対価の改定	質問	物価変動に基づく改定の請求については回数制限等がございますでしょうか。また、急激な価格水準の変動についてはインフラスライド条項の適用はあるでしょうか。	サービス対価A-1、A-2の改定時期は、事業契約書(案)別紙6-4の「③改定方法」に記載の時点の1回です。同別紙に明記された以外のインフラスライド条項の適用は想定しておりせん。
106	事業契約書 (案)別紙6	別紙 6-3		3	(2)	1)	③	物価変動の改定方法	質問	物価変動率がプラス1.5%より大きい値・・・との記載があり、本施設の着工日の属する月又は●年●月・・・とあります。この●年●月とはいつを指すのでしょうか。	事業者が提案する建設スケジュールにおける新校舎建設開始月になります。
107	事業契約書 (案)別紙6	別紙 6-4		3	(3)			サービス対価Bの改定	質問	「改定したサービス対価は翌年度のサービス対価に反映させる。(中略)見直しの時期は毎年6月1日とし、前回改定が行われた時と比べて3ポイント以上の変動が認められる場合に改定を行い、6月から起算して最も早い支払いに見直し結果を反映する。」とありますが、【見直しの時期は毎年6月1日とし…6月から起算して最も早い支払いに見直し結果を反映する】とはどういった意味でしょうか。前文の改定結果を翌年度(4月～翌3月分)のサービス対価に単に反映するという事ではないのでしょうか。可能なら2027年度(維持管理初年度)、2028年度(運営初年度)、2029年度について具体的にご教示ください。	本施設の維持管理業務は期限である2028年2月末に本施設が引渡された場合、2028年3月から開始されますが、サービス対価Bの支払は2028年度から開始となるため、サービス対価の最初の見直し時期は2028年6月1日になります。なお、お見込みのとおり見直しの結果を踏まえたサービス対価の改定は翌年度のサービス対価に反映させます(例えば2028年6月1日の見直しの結果サービス対価が増額となった場合、見直しをした年度である2028年度の増額分は2029年度のサービス対価に反映されることとなります)。なお、本事業の最終年度(2042年度)分のサービス対価については、市の予算措置等を踏まえ、6月から起算して可能な限り最も早い支払いに見直し結果を反映します。また、別紙6-4のCSP1 <sub>x-1</sub> について、t年度が2028年度の場合は2024年度とします。上記を踏まえ、事業契約書(案)の内容を修正します。

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見 の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
108	事業契約書 (案)別紙6	別紙 6-4		3	(3)			サービス対価B の改定	質問	「CSPIt-1 = t-1年度の「企業向けサービス価格 指数」の年間平均値」とありますが、年間とは 対象年度の1月から12月の平均でしょうか。	対象年度の4月から3月の平均とします。例えば t-1年度が2030年度である場合、「企業向けサー ビス価格指数」の公表対象月2030年4月～2031年 3月の平均とします。
109	事業契約書 (案)別紙6	別紙 6-4		3	(3)			サービス対価B の改定	質問	物価改定について、その他の費用については対 象外という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
110	事業契約書 (案)別紙6	別紙 6-4		3	(3)			サービス対価B の改定	質問	「サービス対価Bの維持管理費相当額の物価変動 は、「企業向けサービス価格指数：日本銀行調 査統計局一建物サービス」の指数を用いてサー ビス対価を改定すること」との記載がございま すが、「建物サービス」の指数で計算すると 2020年から2023年で約3.3ポイントの変動が確認 できます。一方、東京都の最低賃金は1013円か ら1113円と100円の変動となります。「建物サー ビス」の3ポイント以上の変動での価格改定では 人件費の高騰に対応することが困難です。3ポイ ント以上での変動ではなく1.5ポイント以上の変 動へ変更をお願いします。	原案のとおりとします。
111	事業契約書 (案)別紙6	別紙 6-4		3	(3)			サービス対価B の改定	質問	「サービス対価Bの維持管理費相当額の物価変動 は、「企業向けサービス価格指数：日本銀行調 査統計局一建物サービス」の指数を用いてサー ビス対価を改定すること」との記載がございま すが、「建物サービス」の指数で計算すると 2020年から2023年で約3.3ポイントの変動が確認 できます。一方、東京都の最低賃金は1013円か ら1113円と100円の変動となります。その為、用 務業務に係るサービス対価は、最低賃金の変動 に合わせていただきたい。	原案のとおりとします。

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
112	事業契約書(案)別紙8	別紙8-6		2	(1)			要求水準未達の場合の措置	質問	設計完了時及び建設期間中、本施設引き渡し時の要求水準未達と判断した場合の措置とは、事業契約書41条及び42条を指し、事業期間終了時の措置とは、別紙に記載されている維持管理・運営期間中の措置を指すものと考えてよろしいでしょうか。	事業期間終了時の措置を含め、お示しの条文のほか、事業契約書(案)の記載によります。例えば、建設期間中においては、是正要求(第30条第4項)のほか、工事の中断(第33条第1項第1号)等の措置が挙げられます。また、事業期間終了時とは、維持管理・運営期間の終了日を指し、これに際しての措置については、第73条に規定しております。
113	事業契約書(案)別紙9	別紙9-1						法令等変更による契約終了の場合の費用分担規定	質問	本事業において、給食センターの運営などと異なり事業所税については発生しないという理解で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。 2023年9月13日公表の「実施方針等に関する質問及び意見への回答について(1回目)」NO.30をご覧ください。
114	事業契約書(案)別紙10	別紙10-1						事業者が付保する保険	質問	事業者付保する保険において、履行保証保険に加入することで契約保証金の対応をする場合、2維持管理・運営業務開始準備期間(2028年3月)については履行保証保険の対象外という理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第66条第1項のとおり、維持管理・運営開始日から契約保証金が発生しますので、それに代わる履行保証保険の保険期間開始日も同日としていただく必要があります。
115	基本協定書(案)	4	11条	1				談合等の不正行為に係る損害の賠償	意見	SPCも違約金請求の対象者となる定めであることから、資金調達に際して、SPCは金融機関から違約金相当額の積立金留保を求められる可能性があります。当該積立金は資本金や構成企業による劣後ローン等に対応せざるを得ず、入札参加者の資金負担の増加、または、金利負担の増加など、結果的に提案金額の上昇に繋がる可能性がございます。 以上を踏まえて、当該条項から「SPC」の文言削除をご検討いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。 連帯するSPC及び構成企業、協力企業の関係者間で、適切な負担方法をご検討ください。
116									質問	プール内の水は、工事に使用可能でしょうか	お見込みのとおりです。